河川法

1.案内情報

手続名 : 洪水時におけるダムの操作に関する記録の提出

手続根拠 : 河川法第49条

河川法施行規則第27条

手続対象者 : ダムを設置する者

提出時期 : 河川管理者から提出を求められたとき

提出方法 : 河川管理者から提出を求められた、洪水時におけるダム

の操作に関する記録を、河川管理者(地方整備局長等又

は都道府県知事)に提出する。

手数料 : 無し 添付書類・部数 : なし

申請書様式 : 当該ダムを管理する各地方整備局等又は都道府県の担当

課にお問い合わせ下さい。

記載要領・記載例 : 当該ダムを管理する各地方整備局等又は都道府県の担当

課にお問い合わせ下さい。

2.窓口情報

問い合わせ・相談窓口:

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

011 709 2311(内線 5320) 北海道開発局建設部河川管理課 東北地方整備局河川部河川管理課 022 225 2171(内線 3771) 関東地方整備局河川部河川管理課 048 601 3151(内線 3771) 北陸地方整備局河川部河川管理課 025-266-1771(内線 3771) 中部地方整備局河川部河川管理課 052 962 6311(内線 3771) 近畿地方整備局河川部河川管理課 0 6 6942 1141(内線 3771) 中国地方整備局河川部河川管理課 082 221 9231(内線 3771) 四国地方整備局河川部河川管理課 087 851 8061(内線 3771) 九州地方整備局河川部河川管理課 092 471 6331(内線 3771) 沖縄総合事務局河川課 098 866 0031(内線 3771)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の河川課等

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 上記問い合わせ先

3.手続情報

審査基準 : なし標準処理期間: なし

不服申立方法: 行政不服審査法の規定による。